

サードセクター（市民セクター）の形成へ

特定非営利活動法人市民フォーラム 21・NPO センター事務局長
公益社団法人日本サードセクター経営者協会 執行理事兼事務局長
藤岡喜美子

特定非営利活動法人（NPO 法人）として認証を受けた団体はすでに 4 万 6 千団体を越えています。日本においては、特定非営利活動法人という新しい法人格をもつ団体が急増することによって、民間非営利組織（NPO）という言葉が広く認知されることとなりました。また、2008 年 12 月の公益法人改革関連法の施行より、公益法人協会の調査によると、一般法人は 2012 年 4 月末時点で 21,981 法人（社団 81%、財団 19%）を数え、1 年前と比較して 9,462 法人の増加となっています。一般法人は月約 350 件の増加を続けており、特定非営利活動法人の増加数（約 200 件/月）をはるかに上回っています。

このように、特定非営利活動法人や、準則主義により設立された非営利型の一般社団、財団が急増することにより、伝統的な公益法人を中心とした日本の非営利組織の世界が変わりつつあります。

また、「新しい公共」推進会議の専門調査会の報告書（2011 年 7 月）では、「市民セクター」という言葉と考え方が示されています。

「市民セクターとは、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定公益増進法人（学校法人、社会福祉法人等）、協同組合、法人格を持たない地縁団体（自治会・町内会、婦人・老人・子供会、PTA、ボランティア団体等）等の民間非営利組織のほか、公益的な活動を主な目的とする営利組織からなるセクター」

「市民セクター」という表現には少し違和感がありますので「サードセクター」という表現をつかいますが、これらのサードセクター組織が同一のセクターを構成するものとして捉え、「新しい公共」の担い手として位置づける考え方が明示されたことは注目されます。今後はサードセクターの概念を整理する必要があると思われます。

多様化、複雑化、深化する地域や社会の問題の解決や、利用者目線のサービスの提供の主体者として、サードセクター組織に注目し、その現状と課題を捉え、今後の対策をたてていく必要があります。これまで細分化されてきた日本のサードセクターを横断的に再構築し、政府・行政セクター、企業セクターといった従来のセクターに、ビジョンに溢れ、活力ある活動をするサードセクタ

ーが加わることで、3つのセクターが一体的に変化し、社会問題を解決する未来の日本へと向かうことができると思います。

その実現のために下記のことを提案します。

- ① サードセクターの概念を整理し、日本におけるサードセクターの全体像を可能なかぎり明らかにする。
具体的には「平成24年経済センサス - 活動調査」の分析において、サードセクター組織の実態がわかるような集計、整理、分析を実施する。
- ② サードセクター組織が社会的役割を果たすためには、どのようなインフラ構築が必要かを検討する。専門部会を設置することも検討されたい。
- ③ 新しい公共の支援事業において、各都道府県では、新しい公共の担い手としての広範なサードセクターに対してサービスが提供されたのか、特定非営利法人等一部を対象にする傾向はなかったかその実態と成果を調査する。次年度以降サードセクター全体を対象とする方向へと現状の課題を整理し、転換をしていくことが必要である。
- ④ 急増する非営利型一般社団・財団に対しても、新しい公共の担い手としてより公益性を高めていくような支援を行う。

以上

被災者への生活支援と雇用創出

～救援から復興、未来に向けて、被災地における新しい公共の担い手と雇用の創出～

特定非営利活動法人市民フォーラム 21・NPO センター事務局長
公益社団法人日本サードセクター経営者協会 執行理事兼事務局長
藤岡喜美子

2011年3月11日の震災では、多くの方が亡くなられ、そして広大な土地が壊滅的な被害を受けました。その悲しみや喪失感は深く私たちの心に刻まれています。そのなかでも、希望をもって、生まれ育った地域を取り戻そうと励まれる多くの方々に出会えました。

私たちは、自らの強い意志で立ち上がろうとする皆さまとともに、被災地が一日も早く、生活の糧を得ながら、日常の生活を取り戻すことができるように、後押ししていきたいと思いをします。

被災地では、自宅を失い、家族や地域の環境が変化し、働く場を失い、従来の制度内サービスでは到底対応できない状況です。特に福祉サービスにおいては、施設サービスの提供は復興計画における高台移転計画により進められることもあり、早急な対応は困難な状況です。在宅支援サービス、個別化サービスなどマンパワーサービスが必要です。

＜基本方針＞

1. 被災者が1日も早く「日常の生活」を取り戻すためにも、生活の糧を得るための「働く場」をもつことができるようにする。
2. 被災者が地域のため、ひとのために活動できる環境をつくり、未来への「生きがい」がもてるようにする。

＜3つの方策＞

1. 被災者自らがサードセクター組織を立ち上げる、もしくは既存の組織は新規事業を開始し、その事業を継続させるための人材養成と起業支援
 - ・ 震災のあと、被災者自らサードセクターの経営者が事業を拡充したり、新たな経営者が活動を始めている。サードセクター組織が、生活支援サービス等制度外サービスを持続的に提供していくための起業支援、新規事業立ち上げ支援、運営支援を実施する。
2. 公共サービス改革を加速させ、参入規制を外し、被災地のサードセクター組織がその価値を活かせるような制度設計を行う
 - ・ 多彩で多様化、複雑化した利用者目線のサービス提供のために、制度内、制度外サービスを組み合わせ利用者目線の新しいサービスを創出していく。そのために公共サービスの民間委託を加速させる。サードセクター組織と行政との間で、相互の自

律性を尊重しつつ社会的な成果を生み出す連携関係を形成するためのルールや基盤の整備は「行政と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」での議論のとりまとめと連動させていく。

3. 生活支援サービスなど制度外サービスに対するバウチャー制度の導入により、地域雇用を確保する

- ・ 被災地において生活支援サービス等制度外サービスを提供するという市民による公益的な活動を促進し、同時に雇用を安定的に確保する。具体的には被災者への生活支援サービスに対するバウチャー制度の導入を検討する。
- ・ このことにより、被災地の皆さまが自ら担い手となり、生活の糧を得ることができ、安心して生活することができる。

以上